

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

令和4年9月9日に開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」会議において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を支給する方針が示されたことから、当該給付金を支給の対象となる世帯へ支給する。

2 支給対象

令和4年9月30日において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、以下のいずれかに該当する世帯の世帯主

- (1) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

予期せず令和4年1月以降の家計が急変し、上記(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

3 支給額

1世帯当たり5万円

4 対象世帯数

約9,000世帯

5 申請・支給手続き等

- (1) 上記2の(1)に該当する世帯

ア 令和4年度住民税非課税等に対する臨時特別給付金を口座振込により本市から受給した世帯

「緊急支援給付金給付のお知らせ」を個別に送付します。給付金を辞退する場合又は振込口座を変更する場合を除き、手続きは不要です。

イ 上記ア以外の住民税非課税世帯

給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を個別に送付します。内容の確認及び必要事項を記載のうえ返送していただきます。

(2) 上記2の(2)に該当する世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。申請書は、ホームページでダウンロードできるほか、緑が丘出張所、社会福祉協議会（市民総合センター2階）にも設置します。（11月1日（火）より）

6 給付金関連書類の送付時期

令和4年11月下旬から12月上旬までには「緊急支援給付金給付のお知らせ」又は「確認書」を個別に送付します。

7 申請期限・確認書の返送期限

令和5年1月31日（火）

8 コールセンター及び申請受付会場の設置

- (1) 名称 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター
- (2) 場所 中部地区会館 406会議室（市役所4階）
- (3) 開設期間 令和4年11月1日（火）から令和5年2月28日（火）まで
- (4) 電話番号 0120-634-227

9 市民への周知

市報11月1日号及びホームページにより周知します。